



＜発行＞天草市商工会

経営支援課

天草市本渡町本渡 2547-2

TEL : 23-2020

FAX : 23-3030

□本 所 ☎23-2020

□経営支援課 ☎33-7312

□有明支所 ☎56-0056

□御所浦支所 ☎67-3059

□倉岳栖本支所 ☎64-3364

□新和支所 ☎46-2096

□五和支所 ☎33-0276

□天草支所 ☎42-0154

□河浦支所 ☎76-0132

## 税制が改正されます 準備は大丈夫ですか？

何が変わる？「令和2年分」から適用される税制改正とは？

### ① 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除は、被雇用者に対して適用されるものであり、所得税の計算において収入金額から差し引かれます。この控除額が、「令和2年分」より一律10万円引き下げられることになりました。

また、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が、現行の「年収 1,000 万円」から「年収 850 万円」となります。

### ② 基礎控除の引き上げ

基礎控除は、全ての納税者に対して適用されるもので、これまでは一律38万円が控除されていましたが、今回の改正により基礎控除にも適用要件が設定された上で、基礎控除の額が最大 48 万円に引き上げられることになりました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	48 万円	38 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	(所得制限なし)
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	

2,500 万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受け取ることはできません。

### ③ 所得金額調整控除の創設

対象者：年収が850万円を越え、かつ

- ① 本人が特別障害者である
- ② 23歳未満の扶養親族がいる場合(平成10年1月2日以降生まれ)
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合。

(給与の収入金額 - 850 万円) × 10% (最高 15 万円) を給与所得金額から控除する。

### ④ ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

○婚姻暦や性別に関わらず、本人の所得合計金額が500万円以下の単身者で生計を一にする子がいる場合、「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用する。

○ただし、本人の所得合計金額が500万円以下の単身者で子以外の扶養親族がいる寡婦、扶養親族がない寡婦(夫と死別した後婚姻をしていない人)は、引き続き寡婦控除として控除額27万円を適用する。

※その他にも変わった点がありますので、詳しくは、上記の QR コードか下記の URL をご確認ください。(山本)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/01.htm>

詳細は  
こちらで！

